

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	芦屋市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和4年8月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金第1号被保険者に関する各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民年金資格異動に関する事務 ②国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請に関する事務 ③年金裁定請求に関する事務
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第45項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部文書法制課文書統計係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 市民生活部市民課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無 実施しない	①実施の有無 実施する ②法令上の根拠 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市区町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民年金」が含まれる項(48項)	事後	国民年金業務での個人番号の利用においては、平成29年5月末までの政令で定める日以降の利用となるが、他の記載と合わせて、その後の状況を記載する。
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市民課 芦屋市精道町7-6 0797-38-2036	文書法制課 芦屋市精道町7-6 0797-38-2010	事後	今年度の特定個人情報保護評価書の見直しにより、請求先を修正。
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無 実施する ②法令上の根拠 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市区町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民年金」が含まれる項(48項)	①実施の有無 実施しない	事後	市区町村が情報提供ネットワークシステムを通じた税情報等の照会を行うことや、国民年金情報の提供を行うことはないため。
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム 団体内統合利用番号連携サーバ 中間サーバ	国民年金システム	事後	市区町村が情報提供ネットワークシステムを通じた税情報等の照会を行うことや、国民年金情報の提供を行うことはないため。
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	市民課 芦屋市精道町7-6 0797-38-2036	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 市民生活部市民課	事後	今年度の特定個人情報保護評価書の見直しにより修正。
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日	平成29年4月1日	事後	今年度の特定個人情報保護評価書の見直しにより修正。
平成31年4月1日	評価書名	芦屋市 国民年金システム 基礎項目評価書	芦屋市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	基礎項目評価書の記載事項に「IVリスク対策」が追加されたため、当該部分について新規記載を行った。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	同上
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	別表第一の第31項	別表第一の第45項	事前	法改正
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年4月1日	事後	事前の提出・公表が不要な その他の項目の変更